

令和4年11月7日 制 定
令和4年11月7日 最終更新

「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター 花野古町・笹団五郎 二次創作に関するガイドライン

本ガイドラインは、本市が権利を有するキャラクター「花野古町・笹団五郎」を広く皆様にご活用いただくことを目的とし、二次創作活動を行うことについてまとめたものです。二次創作活動にあたっては、あらかじめ本ガイドラインをお読みいただき、同意していただく必要があります。

1 はじめに/本キャラクター

花野古町・笹団五郎とは

「マンガ・アニメのまち にいがた」のサポートキャラクター。2011年6月に募集を行い、全国から寄せられた477点もの作品の中から厳正なる審査により選出されました。

本市のマンガ・アニメの魅力を県内外に広くPRし、新たな魅力創出と地域産業の活性化を目指します。また、新潟市マンガ・アニメ情報館およびマンガの家の名誉館長も務めています。



○花野 古町(はなの こまち)

…花の街新潟から「花野」を姓に、みなとまちにいがたの象徴「古町(ふるまち)」をもじって、キュートな響きから「古町(こまち)」という名前になりました。新潟市の市花、チューリップがモチーフになっている、とっても明るい元気な女の子です。



○笹 団五郎(ささ だんごろう)

…笹団子の「笹」を姓に、「団子」をもじって親しみやすい「団五郎」という名前になりました。新潟市の名物「笹団子」がモチーフになっている、元気すぎる古町をいつも優しく見守る男の子です。

2 「二次創作」の定義

本ガイドラインにおける「二次創作」とは、本キャラクターを原作とし、新たに発展させ、制作することを指します。本来、二次創作は権利者の許可がない限り著作権法で禁じられていますが、本ガイドラインの範囲内であればご自由に制作いただけるものとします。

3 申請について（別表参照）

個人/企業・団体を問わず、**非営利目的・非商用目的であれば、申請書の提出や報告は不要**です。個人で楽しむ目的であれば、二次創作した作品を SNS 等にアップすることは大歓迎です。

商用目的・営利目的の場合は、キャラクター使用承認申請書をご記入の上、新潟市文化スポーツ部文化政策課(下記問い合わせ先)まで提出してください。ご提出にあたっては、申請書上「1 使用目的及び使用方法並びに数量」に、二次創作でのキャラクターの使用である旨を明記してください。

同人活動(※)は、原価回収目的の範囲に留めてください。原価回収を超える利益が発生する場合は、営利目的とみなし、申請書の提出が必要になります。

(※)同人活動とは、商業流通ではなく、個人が独自に同人の範囲内で創作活動をし、販売を行うこと。

▶[キャラクター使用承認申請書\(PDF\)](#)

▶[キャラクター使用承認申請書\(Word\)](#)

▶[【記入例】キャラクター使用承認申請書\(PDF\)](#)

4 クレジット表記について（別表参照）

個人の場合、**非営利目的・非商用目的であれば、イラストへのクレジット表記は不要**です。企業・団体が非営利目的・非商用目的で二次創作を行う場合又は、個人/企業・団体を問わず、営利目的・商用目的で二次創作を行う場合は、作品の近くに次のいずれかのクレジット表記をしてください。「©新潟市」、「©Niigata City」、「©NIIGATA CITY」

別表

		非営利目的 非商用目的	営利目的 商用目的
申請	個人	不要	必要
	企業・団体	不要	必要
クレジット表記	個人	不要	必要
	企業・団体	必要	必要

その他判断に迷うものは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

5 注意事項

- 本キャラクターを以下の態様で使用・表現することは禁止とします。
 - ・キャラクター、本キャラクターの作者及び本市のイメージや社会的評価を著しく損なうもの
 - ・他者の権利を侵害する、または侵害のおそれがあるもの

- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、本キャラクターのイメージを損なうと本市または本キャラクターの作者が判断するもの
- 本ガイドラインに沿わない二次創作作品を発見した場合、いつでも利用停止、許諾内容の変更、その他本市が必要と判断した措置を行うことができるものとします。
- 予告なく本ガイドラインを変更する場合があります。
- 二次創作作品は、本キャラクターの SNS 公式アカウントで紹介・発信させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

6 公式イラストの利用

古町と団五郎のイラスト素材をダウンロードできます。かわいいふたりのイラストは 100 種類以上！イラストの使用は無料です。ぜひ古町と団五郎のイラストを使ってふたりの活動を応援してください！

▶イラストのダウンロードは[こちら](#)

イラスト利用にあたっては、別途注意事項がございます。イラスト使用取扱要領およびデザイン使用マニュアルを必ずお読みの上、利用規約に沿ってご使用ください。

▶イラスト利用の詳細は[こちら](#)

7 問い合わせ先

新潟市文化スポーツ部文化政策課

〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地古町ルフル 5 階

TEL:025-226-2566 FAX:025-226-0066 e-mail:bunka@city.niigata.lg.jp